

4 地域リハビリテーション推進事業

地域リハビリテーション推進事業の一環として、「大阪市地域リハビリテーション協議会」を設置し、運営している。

【大阪市地域リハビリテーション協議会】

大阪市域における障がい児・者に対する一貫したリハビリテーション活動を円滑に推進するため、関係行政機関、障がい者福祉関係施設が相互の有機的連携を図ることにより障がい者福祉の増進に寄与することを目的として本市では、「身体障害者更生相談所の運営について」(S61.5.1 厚生省通知)に基づき、大阪市地域リハビリテーション協議会を平成9年11月27日に設置した。事業内容としては、評議員会、総会を開催し関係機関・施設相互の有機的連携による情報交換及び施設相互の関係強化並びに関係機関職員研修、専門部会を設けて活動している。

(1) 関係機関職員研修会

大阪市域におけるリハビリテーションを推進していくうえで、区職員、施設に従事する職員等の資質向上を図るため、当該職員を対象とした研修会を実施している。

(2) 専門部会

① 支援学校等卒後対策専門部会（事務局：相談課）

支援学校等の在學生（大阪市内居住者に限る）に対して、当センターならびに関係機関が有機的に連携し、卒業後における適切かつ円滑な進路相談指導を促進することを目的として設置され、在校生の進路指導等に関する情報交換および研究、卒後の適切な施設利用についての検討等を行っている。

② 補装具専門部会（事務局：管理課）

身体に障がいのある方が必要とする補装具の給付に関して、関係機関が有機的に連携し、適切かつ円滑な業務を促進することを目的として設置され、補装具に関する情報交換・研究、運用に関する制度間の調整、関係機関等への研修を行っている。